

# 北海道立総合博物館に係る展示解説文多言語化及び音声化業務処理要領

## 1 業務名称

北海道立総合博物館に係る展示解説文多言語化及び音声化業務

## 2 目的

「北海道立総合博物館（北海道博物館、北海道開拓の村、野幌森林公園自然ふれあい交流館および野幌森林公園）を中核とした野幌森林公園エリアの文化観光推進拠点計画」における文化資源の多言語解説の充実を図るもので、野幌森林公園エリアの自然や文化資源の魅力をインバウンドにわかりやすく伝え、周遊観光者の増加につなげるため、北海道立総合博物館の魅力について、インバウンド向けに紹介する英語解説文を多言語化及び一部を音声ガイド用に音声化するもの。

## 3 契約期間

契約締結日から令和7年（2025年）12月26日（金）まで

## 4 多言語化・音声化の対象言語

- ・多言語化：韓国語、中国語（簡体字・繁体字）、タイ語、ロシア語
- ・音声化：英語、日本語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）、タイ語、ロシア語

## 5 業務内容

- (1) 全76件の英語解説文について、次のア～オのとおり多言語化及び音声化すること。  
(76件の内訳及び英語解説文の文字数は、別紙「多言語化・音声化対象英語解説文リスト」のとおり)  
なお、多言語化する言語及び音声化する言語は、その解説文の対象となる施設等により異なるので注意すること。
- ア 北海道立総合博物館の各施設（北海道博物館、北海道開拓の村、野幌森林公園自然ふれあい交流館、および野幌森林公園）の周遊用の解説文（1件）  
〔多言語化〕 1件  
英語⇒韓国語、中国語（簡体字・繁体字）、タイ語、ロシア語  
〔音声化〕 なし
- イ 北海道博物館の概要、総合展示室のテーマ解説、ポケット学芸員の利用案内（18件）  
〔多言語化〕 全18件  
英語⇒韓国語・中国語（簡体字・繁体字）・タイ語・ロシア語  
〔音声化〕 17件（ポケット学芸員の利用案内を除く17件）  
英語・日本語・韓国語・中国語（簡体字・繁体字）・タイ語・ロシア語の7言語
- ウ 北海道博物館の基本情報（1件）  
〔多言語化〕 1件  
英語⇒タイ語  
〔音声化〕 なし
- エ 北海道開拓の村の概要および各建築物（52棟）の解説（53件）  
〔多言語化〕 全53件  
英語⇒韓国語・中国語（簡体字・繁体字）・タイ語  
〔音声化〕 なし
- オ 野幌森林公園自然ふれあい交流館および野幌森林公園の概要、野幌森林公園の楽しみ方、注意事項等の解説（3件）  
〔多言語化〕 全3件  
英語⇒韓国語・中国語（簡体字・繁体字）  
〔音声化〕 なし

- (2) ネイティブライターは、各言語の外国人目線の興味・関心に即して解説文の執筆方針や音声化内容の提案をレポート（日本語による提案書）により行い、委託者と協議の上、決定すること。

※執筆や音声化の提案において、情報収集が必要な場合はネイティブライターによる現地取材（現地取材の実施日数は延べ4日間程度）を可能とする。その場合、北海道立総合博物館の学芸員等の案内・同行を伴うものとし、委託者と協議の上、適宜、受託者の業務監督者その他スタッフも同行すること。

- (3) 音声化は、合成音声によるナレーションを可とする。ただし、音声ガイドに使用できる発音の品質（アクセント、イントネーションを含む）とすること。
- (4) 多言語化及び音声化に当たっては、次のア、イのとおり受託者による内部確認と、委託者による校正を行うこと。

ア 受託者による内部確認

受託者は、上記（1）のア～オについて多言語化した原稿、音声化したナレーションについて、受託者内の本業務担当者以外の者（対象言語のネイティブ翻訳者あるいはそれに準じた言語能力を有する者）による確認作業（誤字脱字、専門的な内容が適切か、各言語の外国人に伝わりやすい適切な表現か、など）を行うこと。

イ 委託者による校正作業

受託者は、多言語化した原稿及び音声化したナレーションについて、委託者による校正をそれぞれ1回以上受けること。

## 7 成果品

- (1) 納入成果品：

[多言語化] 韓国語、中国語（簡体字・繁体字）、タイ語、ロシア語解説文

[音声化] 英語、日本語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）、タイ語、ロシア語解説音声

- (2) データ形式：

[多言語化] Microsoftワードファイル（DVD等の電子記録媒体に格納するとともに全文のプリントアウトA4判1部を添付すること）

[音声化] mp3音声ファイル（DVD等の電子記録媒体に格納すること）

- (3) 納品場所：北海道博物館

## 8 その他

- (1) 受託者は、契約締結後、委託者と打合せを行い、速やかに「業務処理計画書」を提出すること。

- (2) 本業務の遂行にあたっては、観光庁ホームページの「How To 多言語解説文整備」(<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001881922.pdf>) を参照し、その趣旨を踏まえ作成すること。

- (3) この要領に定めのない事項については、必要に応じて、委託者及び受託者が協議して定めるものとする。